

森林由来Jークレジット認証促進事業業務委託仕様書

1 業務の名称

令和8年度森林由来Jークレジット認証促進事業業務委託

2 業務目的

森林由来Jークレジットについて、説明会の開催等による制度の周知及びプロジェクト登録・クレジット認証に係る申請書類等の作成支援を実施することで、森林所有者等のクレジットの認証及び取引の拡大による新たな収入源を確保し、植栽未済地発生の抑制に取り組むとともに再造林を核とした循環型林業を推進する。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月26日（金）まで

4 業務委託の内容

以下の業務を企画・実施するものとする。

(1) 業務進行管理

業務を進めるにあたり、県と2回以上打合せを行う。

(2) 広報活動

Jークレジット制度説明会の開催や、プロジェクト登録支援、モニタリング調査・クレジット認証支援の周知のため、チラシやホームページ等を活用してPRする。

受託者は、チラシ等の作成に係るデザイン、印刷を行うこと。

(3) Jークレジット制度説明会の開催

森林所有者や林業事業体、森林組合、市町村等、森林由来Jークレジット創出者及び購入者向けの説明会を県内3箇所（県北、県央、県南エリアで各1回以上）で開催するとともに、県内の森林で創出された森林由来Jークレジット保有者の紹介を行い、県内の森林由来Jークレジットの流通・販売の促進を図る。

説明会については、以下の内容を含むこと。

- ・ Jークレジット制度に関すること
- ・ Jークレジット制度における書類作成・フローに関すること
- ・ Jークレジット制度事務局の書類作成支援、審査費用支援に関すること
- ・ 本事業のプロジェクト登録支援業務、クレジット認証支援業務に関すること
- ・ 宮崎県の森林由来Jークレジット認証促進事業（審査費用補助）に関すること
- ・ Jークレジットの活用・取組事例に関すること
- ・ 宮崎県内の森林由来Jークレジットの情報に関すること

ただし、県内のクレジット情報を紹介する際は、クレジット保有者の了解を得ること。

また、説明会会場内にブース等を設置して、森林由来Jークレジット創出者（保有者）と購入者の交流の場を設けること。

なお、説明会終了後には個別相談の時間を設けることとし、後日、森林所有者等から個別で相談があった場合においても、随時対応すること。

(4) プロジェクト登録支援業務

森林由来Jークレジットの創出に向け、支援対象者に対して、プロジェクト登録に関する支援を行う。

支援内容は以下の内容を含むこと。

- ・必要書類、データの整理及びクレジット創出量の試算
- ・プロジェクト計画書の作成指導（事前調査・図面作成等）
- ・プロジェクト計画書案の提案、作成支援
- ・プロジェクト計画書の作成、提出に向けた打合せ
- ・プロジェクト計画書の提出手続きの支援
- ・審査機関への対応

なお、支援対象者は3者程度（目標件数）とする。

ただし、目標件数を達成できない場合は、別途発注者と協議すること。

(5) モニタリング調査・クレジット認証支援業務

森林由来Jークレジットの創出に向け、支援対象者に対して、モニタリング調査やクレジット認証に関する支援を行う。また、モニタリング調査の結果、プロジェクト計画書の変更申請が必要となった場合は、プロジェクト計画変更届の作成に関する支援を行う。

支援内容は以下の内容を含むこと。

- ・モニタリング調査手順の整理
- ・モニタリング調査説明会の実施
- ・モニタリング調査の現地支援
- ・モニタリング報告書等の作成指導
- ・モニタリング報告書等の案の提案、作成支援
- ・モニタリング報告書等の作成、提出に向けた打合せ
- ・モニタリング報告書等の提出手続きの支援
- ・審査機関への対応

なお、支援対象者は2者程度（目標件数）とする。

ただし、目標件数を達成できない場合は、別途発注者と協議すること。

5 成果品の提出

成果品の提出にあたり、県と打合せを行うこと。

また、成果品の提出については以下のとおりとする。

提出物：報告書、報告書概要、広報活動業務・制度説明会で作成した資料一式、プロジェクト登録支援業務で作成した計画書等の写し、モニタリング調査・クレジット認証支援業務で作成した報告書等の写し、業務実施記録写真

提出部数：紙媒体の成果品を一部提出（パイプファイル等に簡便に綴じたもので可）

6 その他

- (1) 事業効果を高めることを目的に、本仕様以外の内容を付加することは差し支えない。
なお、その場合、事前に県と協議の上、了解を得るものとし、成果品に独自提案であることを記載するものとする。
- (2) 受託者は、業務を遂行するにあたり、県と十分な調整を行うこと。
また、事業の進捗について、県は受託者に対し、報告を求めることができるものとする。
- (3) 受託者は、業務の遂行にあたって、県民や企業等の第三者から批判を受けることのないよう十分に配慮するとともに、万が一批判やトラブルが発生したときは、速やかに問題の解決にあたること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、宮崎県環境森林課再造林推進室と協議の上、決定すること。